

守口市公園灯LED化事業者公募型プロポーザル募集要領

1：事業の趣旨・目的

この要領は、企画提案型プロポーザル方式により、技術力・提案力に優れた業者を選定するためのものである。

2：事業概要

(1) 事業名

守口市公園灯LED化事業

(2) 業務内容

「守口市公園灯LED化事業仕様書」のとおりとするが、企画提案の内容を踏まえ、協議の上決定する。

(3) 契約期間

① LED公園灯への更新等

契約締結日から令和5年3月31日まで

② LED公園灯賃貸借契約

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで（10年間）

（地方自治法施行令第167条の17及び守口市長期継続契約に関する条例第2条第3号に基づく長期継続契約）

(4) 上限額

86,870,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) その他

本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、守口市はこの契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る守口市の歳出予算において減額又は削除があった場合には、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、受注者は変更又は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

3：主なスケジュール（予定）

内容	日時
(1) 応募書類に関する質問 提出期間	公告の日から令和4年7月25日 午後5時まで
(2) 応募書類の質問に対する回答	令和4年7月28日
(3) 応募書類の提出期間	令和4年8月5日から令和4年8月12日 午後5時まで
(4) プレゼンテーション及び提案審査 実施の通知	令和4年8月16日
(5) プレゼンテーション及び提案審査	令和4年8月25日（予定）
(6) 選定結果通知	令和4年8月26日（予定）
(7) 契約内容の調整及び仕様書の確定	選定結果通知後
(8) 契約の締結	契約内容の確定後 （令和4年8月下旬を予定）

4：参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、(4)～(10)について、グループで参加する場合には、すべての構成員が要件を満たしていること。

(1) 参加者

① 参加者は、本事業を行う能力を有する単独企業又はグループ（複数の企業の共同体）とする。

② グループで参加する場合は、統括役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等の諸手続きを行うものとする。また、参加表明時に参加者の構

成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

- (2) 参加者の役割
参加者は、次の役割を全て担い、グループで参加する場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。
 - a. 統括役割
本市との対応窓口となり、各役割が円滑に遂行されるよう統括する。
 - b. 施工役割
施工及び契約期間中の維持管理に関する業務を担う。
 - c. 機器供給役割
機器、設備を供給するメーカーで機器設備に関する業務を担う。
 - d. 調査役割
調査に関する業務を担う。
- (3) 平成 29 年度以降において、国又は地方公共団体等（国、地方公共団体又は公共法人）との間に、公園灯 L E D 化事業の実績があること。
※グループで参加する場合は、統括役割を担う企業に実績があること。
※実績とは、L E D 灯の施工が令和 4 年 4 月 1 日現在において完了しているものを指す。
※本条件の期間には、施工完了日が当てはまればよく、契約締結日はこの限りではない。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (5) 本業務の参加表明書提出時において、令和 4 年度の本市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (6) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (7) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5：参加手続等

- (1) 担当部署及び問合せ先
〒570-8666 守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号
守口市 都市整備部 都市・交通計画課
電話：06-6992-1679（直通） FAX：06-6992-1303
メールアドレス：Mori_toshikei@city-moriguchi-osaka.jp
- (2) 募集要領等の配布
ア 配布期間：公告の日～令和 4 年 8 月 12 日
イ 配布方法
守口市ホームページからダウンロードできる。
- (3) 応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法
ア 提出期間：令和 4 年 8 月 5 日～令和 4 年 8 月 12 日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)
※提出期間後に到着した応募書類は無効とする。
イ 提出場所：上記（1）に同じ。
ウ 提出方法：以下を、持参して提出すること。
 - ・紙媒体・・・10 部（正本 1 部、副本 9 部）
 - ・電子データ（「紙媒体」をスキャンしたものを格納した CD-R または DVD-R 1 部※電子データのファイル名は、7（1）の提出書類名と同じにすること。

6：質疑・回答

- (1) 受付期間：公告の日～令和4年7月25日 午後5時必着
- (2) 質疑方法：電子メール（受信確認の電話を行うこと。）により、5（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等：質問書（様式第1号）を、次の点に留意して提出すること。
 - ア 電子メールの件名は「守口市公園灯LED化事業公募型プロポーザルに関する質問（提案事業者名）」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、担当者名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- (4) 回答日：令和4年7月28日
- (5) 回答方法：質問への回答は守口市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

7：応募書類

(1) 提出書類及び作成方法

- ① 参加表明書（様式第2号）
グループで参加する場合は、統括役割を担う企業の代表者名で申し込むこと。
- ② グループ構成表（様式第3号）
グループで参加する場合は、構成員をすべて明らかにし、各々の役割分担を記載すること。また、構成員で交わされた合意書（連帯して保証する旨が記載されたもの）の写しを添付すること。
※構成員は、他の参加者の構成員となることはできない。
- ③ 会社概要（様式第4号の1）
- ④ 業務実績表（様式第4号の2）
※すでに施工が完了した実績について記載すること。
- ⑤ 業務組織体制図（様式第4号の3）
- ⑥ 各役割の責任者業務実績表（様式第4号の4）
- ⑦ 事業実施方針提案書（様式第5号）
業務実施方針、全体スケジュールなどの提案全体の概要とともに創意工夫している事項について記載すること。
- ⑧ 調査等業務提案書（様式第6号）
既設公園灯（既設LED公園灯を含む）の位置や設備の調査方法、電力契約の調査・照合方法、既設公園灯管理データの作成業務などについて記載すること。
- ⑨ 使用機器提案書（様式第7号）
器具の選定方針や想定している器具メーカーの一覧、品質管理体制及び灯具の耐用年数、電気代削減効果、電気使用量の削減量、CO₂の削減量などについて記載すること。
- ⑩ 工事・廃棄に係る提案書（様式第8号）
LED設備導入業務の方針、安全対策、施工工程、既存の設備廃棄処理の対応について記載すること。
- ⑪ 維持管理等提案書（様式第9号）
設備の維持管理業務に関する計画内容、緊急時（故障時・災害時を含む）の対応方法等について記載すること。
- ⑫ 契約終了後の対応に係る提案書（様式第10号）
契約期間終了後の対応、設備の扱いに関する内容について記載すること。
- ⑬ 独自提案書（様式第11号）
本事業仕様以外で本市にとって有益な提案がある場合は記載すること。
- ⑭ 価格提案書（様式第12号）
器具費（付属品を含む）、交換業務費、処分費、事前調査費、公園灯台帳作成費、電力会社申請費、維持管理経費に分けて記載すること。
なお、器具費及び交換業務費については、詳細な内訳書を添付すること。（様式は任意とする。）

(2) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された応募書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8：評価方法等

(1) 評価基準 :別紙「評価表」のとおり

(2) プレゼンテーション及び提案審査の実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを令和4年8月25日(予定)に実施する。時間、場所については、令和4年8月16日に電子メールで通知する。

(3) 審査

ア 概要

審査は、提出書類及びプレゼンテーション、ヒアリングを基に評価点を算出する。また、評価点が最も高い者を候補者、2番目に高い者を次点候補者とする。

最高点の者が複数の場合は、提案価格の金額が最も安価な者を候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で「価格提案書(任意様式)」を再作成し、再提出された提案価格の金額が最も安価な者を候補者として選定する。

イ アに関わらず、評価点が満点(選定委員一人当たり100点×委員数)の6割未満の場合は、候補者として選定しない。

ウ 結果の通知

令和4年8月26日(予定)に審査を行った全ての提案事業者に対して結果を電子メールで通知する。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9：選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において守口市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者名

(2) 全参加者名、全参加者の総合評価点、企画提案評価点、価格提案評価点、提案金額

(3) 委員の氏名等

10：契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と本市との間で、内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10の額（千円未満切上げ）の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第21条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、半年払とする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11：その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 提案については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 新型コロナウイルスの感染拡大の状況等により、適正に業務が遂行できないと市が判断した場合は、本公募型プロポーザルを中止または延期する場合がある。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。